

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金交付規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>制定：平成25年9月12日 改正：平成26年8月28日 改正：平成27年6月 8日 改正：平成28年5月 9日 改正：平成29年7月 3日 改正：平成30年7月 2日 改正：令和 元年7月 5日 改正：令和 2年9月17日 改正：令和 3年7月20日 改正：令和 4年8月25日 改正：令和 5年7月25日 改正：令和 5年8月23日 改正：令和 6年9月 9日 <u>改正：令和 8年4月 1日</u></p>	<p>制定：平成25年9月12日 改正：平成26年8月28日 改正：平成27年6月 8日 改正：平成28年5月 9日 改正：平成29年7月 3日 改正：平成30年7月 2日 改正：令和 元年7月 5日 改正：令和 2年9月17日 改正：令和 3年7月20日 改正：令和 4年8月25日 改正：令和 5年7月25日 改正：令和 5年8月23日 改正：令和 6年9月 9日</p>
<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局 <u>株式会社みずほ銀行</u></p>	<p>津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局 <u>みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社</u></p>
<p>附 則 この規程は、平成25年9月12日から施行する。 (略)</p> <p>附 則 この規程は、令和6年9月9日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行前に行われた補助金の交付を行う事業の手續等については、なお従前の例による。</u></p>	<p>附 則 この規程は、平成25年9月12日から施行する。 (略)</p> <p>附 則 この規程は、令和6年9月9日から施行する。</p>

以 上